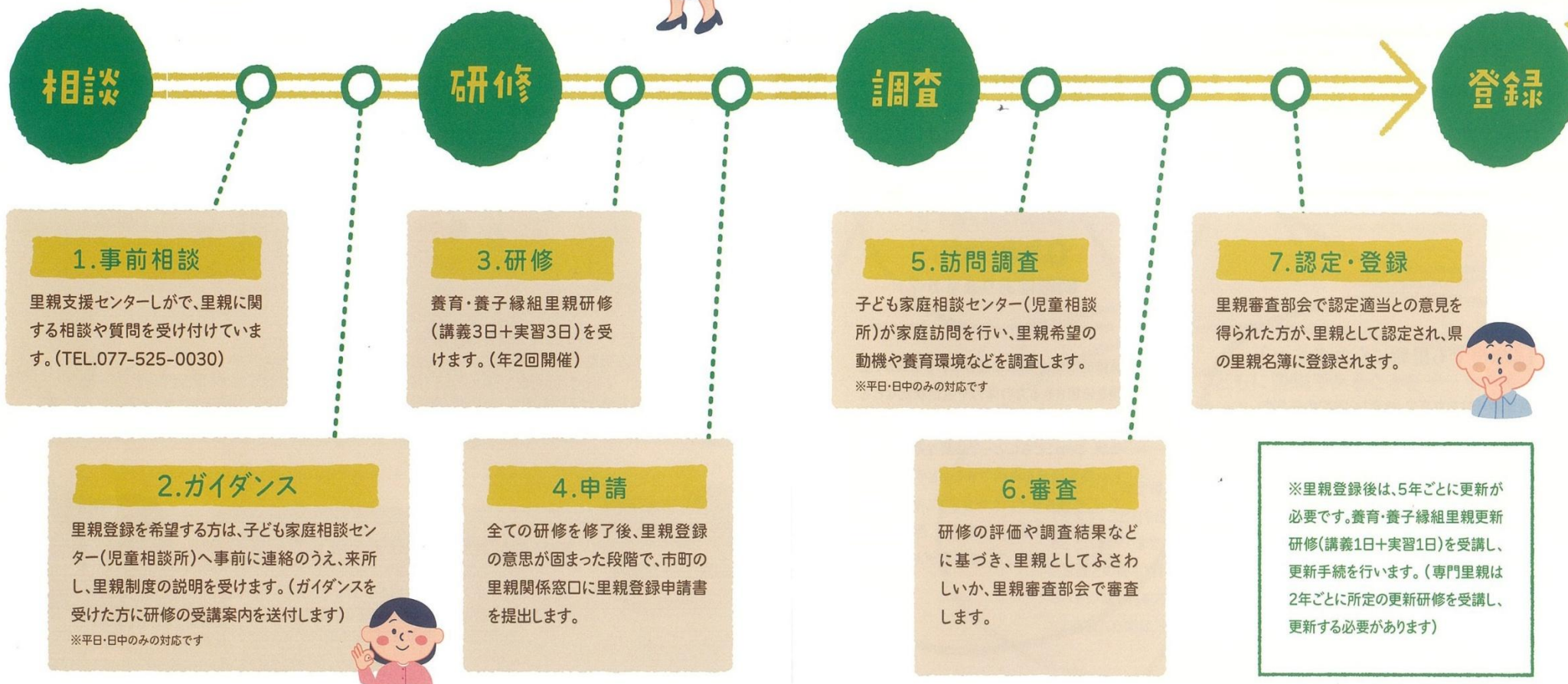




里親になるまでの流れ



里親として県から認定を受けるには、以下の1~7までの手続きを、順番通りに行う必要があります。
いずれの手続きも省略したり、順番を変更したりすることはできません。



こどもの委託について

- 里親が預かるこどもは、子ども家庭相談センター(児童相談所)によって里親による養育が必要と判断されたこどもです。
- こどものおかれた環境やこどもの気持ち、個性などを尊重しながら、こどもの立場に立って里親を選定します。

里親として

社会的養護としてのこどもの養育の質を保障するため、里親には里親として守るべき基準(里親が行う養育の最低基準)があります。具体的にはこどもへの虐待の禁止、義務教育のほか、必要な教育を受けさせること、健康管理、秘密の保持、記録の整備や県への報告などがあります。

里親の養育負担

こどもの生活費、教育費、医療費などが支給されます。また、養育里親(含専門里親)には、里親手当が支給されます。
※養子縁組里親、親族里親には里親手当の支給はありません。